

大阪精神医療センター観察カメラ管理要綱新旧対照表

現 行	改正案	改正理由
<p style="text-align: center;">地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立精神医療センター観察カメラ管理要綱</p> <p>(目的) 第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立精神医療センター（以下「センター」という。）において設置した観察カメラにより撮影された映像及び音声（以下「映像等」という。）の管理方法を定めることにより、観察カメラの適正な運用を図ることを目的とする。</p> <p>(観察カメラの概要) 第2条 センター内保護室等個室及び病棟廊下における患者の安全な治療環境の確保及び効果的な治療プログラムの策定・実施を達成するため、観察カメラを設置する。 2 前項の観察カメラの機能、設置箇所、録画時間等（以下「カメラ機能等」という。）は、院長が別紙のとおり定める。</p> <p>(管理責任者) 第3条 院長は、観察カメラの適正な管理を図るため、観察カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。 2 管理責任者は、事務局長をもって充てる。 3 管理責任者は、観察カメラによって撮影された映像等から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。管理責任者でなくなった後においても同様とする。 4 管理責任者は、必要に応じ観察カメラにより撮影した映像等を閲覧する職員への指導を徹底するなど、観察カメラにより撮影された個人情報の保護に努めるものとする。 5 管理責任者は、観察カメラの設置場所等についてセンター内での紙面掲示やその他の方法により来院者に周知するものとする。</p> <p>(事務取扱者) 第4条 管理責任者は、観察カメラに記録される個人情報を適正に取扱うため、観察カメラごとに観察カメラ管理事務取扱者（以下「事務取扱者」という。）を指定しなければならない。 2 事務取扱者は、各病棟の看護師長及び副看護師長の職にある職員を指定するものとする。 3 事務取扱者は、映像等の記録機器（以下「記録機器」という。）の操作及び映像等を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）の管理を行うものとする。 4 事務取扱者は、管理責任者の指示を受け、観察カメラの適正な取扱いに努めなければならない。 5 事務取扱者は、観察カメラによって撮影された映像等から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。事務取扱者でなくなった後においても同様とする。</p> <p>(記録機器等の管理) 第5条 管理責任者は、記録機器及び記録媒体の目的外利用、外部流出、改ざん等を防止するため、次に定めるところにより管理するものとする。 (1) 事務取扱者以外の者に観察カメラにより収集された個人情報の取扱いを行わせないこと。 (2) 記録媒体に記録された映像等の加工、次条の規定に基づき映像等及び記録媒体の内容を外部に提供する場合又は大阪府個人情報保護条例第12条の規定に基づく開示請求があった場合を除く複写及び保管場所からの持出し並びに不必要な閲覧を禁止すること。 (3) 記録媒体は、センター各病棟の施錠エリアであるスタッフステーション内に限定して保管し、盗難</p>	<p style="text-align: center;">地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター観察カメラ管理要綱</p> <p>(目的) 第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立精神医療センター（以下「センター」という。）において設置した観察カメラにより撮影された映像及び音声（以下「映像等」という。）の管理方法を定めることにより、観察カメラの適正な運用を図ることを目的とする。</p> <p>(観察カメラの概要) 第2条 センター内保護室等個室及び病棟廊下における患者の安全な治療環境の確保及び効果的な治療プログラムの策定・実施を達成するため、観察カメラを設置する。 2 前項の観察カメラの機能、設置箇所、録画時間等（以下「カメラ機能等」という）は、院長が定める。</p> <p>(管理責任者) 第3条 院長は、観察カメラの適正な管理を図るため、観察カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。 2 管理責任者は、事務局長をもって充てる。 3 管理責任者は、観察カメラによって撮影された映像等から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。管理責任者でなくなった後においても同様とする。 4 管理責任者は、必要に応じ観察カメラにより撮影した映像等を閲覧する職員への指導を徹底するなど、観察カメラにより撮影された個人情報の保護に努めるものとする。 5 管理責任者は、観察カメラの設置場所等についてセンター内での紙面掲示やその他の方法により来院者に周知するものとする。</p> <p>(事務取扱者) 第4条 管理責任者は、観察カメラに記録される個人情報を適正に取扱うため、観察カメラごとに観察カメラ管理事務取扱者（以下「事務取扱者」という。）を指定しなければならない。 2 事務取扱者は、各病棟の看護師長及び副看護師長の職にある職員を指定するものとする。 3 事務取扱者は、映像等の記録機器（以下「記録機器」という。）の操作及び映像等を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）の管理を行うものとする。 4 事務取扱者は、管理責任者の指示を受け、観察カメラの適正な取扱いに努めなければならない。 5 事務取扱者は、観察カメラによって撮影された映像等から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。事務取扱者でなくなった後においても同様とする。</p> <p>(記録機器等の管理) 第5条 管理責任者は、記録機器及び記録媒体の目的外利用、外部流出、改ざん等を防止するため、次に定めるところにより管理するものとする。 (1) 事務取扱者以外の者に観察カメラにより収集された個人情報の取扱いを行わせないこと。 (2) 記録媒体に記録された映像等の加工、次条の規定に基づき映像等及び記録媒体の内容を外部に提供する場合又は大阪府個人情報保護条例第12条の規定に基づく開示請求があった場合を除く複写及び保管場所からの持出し並びに不必要な閲覧を禁止すること。 (3) 記録媒体（記録媒体内蔵型のカメラ等も含む。）は、センター各病棟の施錠エリアであるス</p>	<p>○名称変更による</p> <p>○「地方独立行政法人大阪府立病院機構防犯カメラ管理要綱」の文言に統一</p> <p>○「地方独立行政法人大阪府立病院機構防犯カメラ管理要</p>

<p>及び散逸の防止に努めること。</p> <p>(4) 記録媒体に記録された映像等の保管期間は7日間とし、当該保管期間を経過した後は、確実な方法により、速やかに映像等を消去すること。ただし、<u>次条の規定に基づき映像等及び記録媒体の内容を外部に提供する場合又は大阪府個人情報保護条例第12条の規定に基づき開示請求があった場合には、この限りでない。</u></p> <p>(5) 記録機器の設置場所以外の場所への持出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により、管理責任者が許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 観察カメラを廃棄する際には、記録媒体の破砕等の処理を確実に行うなど、個人情報の流出を防ぐ措置を確実に講じること。</p> <p>(第三者提供)</p> <p>第6条 管理責任者は、以下の場合を除くほか、映像等及び記録媒体の内容を外部に提供してはならない。</p> <p>(1) 法令（刑事訴訟法第197条第2項若しくは同法第279条に基づく照会に対する回答、同法239条に基づく告発又は弁護士法第23条の2に基づく照会に対する回答）に基づく場合</p> <p>(2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合</p> <p>2 前項により、収集した情報を外部に提供する場合であっても、提供する範囲は必要最小限に留めるものとする。</p> <p>3 <u>第1項の規定又は大阪府個人情報保護条例第12条の規定に基づく映像及び記録媒体の内容の提供申し出の受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時30分の間に限り受付を行うものとする。</u></p> <p>(センター職員の義務)</p> <p>第7条 観察カメラによって撮影された映像等を閲覧した職員は、映像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。センターより異動又は退職した後においても同様とする。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、観察カメラの運用に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この要綱は、平成25年3月16日から施行する。</p> <p>(旧要綱の廃止)</p> <p>大阪府立精神医療センター「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の規定に係る専用病室及び廊下における観察カメラ管理要綱（平成19年9月10日施行）は廃止する。</p>	<p>タッフステーション内に限定して保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。</p> <p>(4) 記録媒体に記録された映像等の保管期間は14日間までとし、当該保管期間を経過した後は、確実な方法により、速やかに映像等を消去すること。ただし、<u>法令等に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合、または管理責任者が必要と認める場合はこの限りでない。</u></p> <p>(5) 記録機器の設置場所以外の場所への持出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により、管理責任者が許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 観察カメラを廃棄する際には、記録媒体の破砕等の処理を確実に行うなど、個人情報の流出を防ぐ措置を確実に講じること。</p> <p>(第三者提供)</p> <p>第6条 管理責任者は、以下の場合を除くほか、映像等及び記録媒体の内容を外部に提供してはならない。</p> <p>(1) <u>映像等から識別される特定の個人の同意がある場合</u></p> <p>(2) <u>法令等（刑事訴訟法第197条第2項及び同法第279条に基づく照会に対する回答又は同法239条に基づく告発又は弁護士法第23条の2に基づく照会に対する回答）に基づく場合</u></p> <p>(3) <u>個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合</u></p> <p>2 前項により、収集した情報を外部に提供する場合であっても、提供する範囲は必要最小限に留めるものとする。</p> <p>(センター職員の義務)</p> <p>第7条 観察カメラによって撮影された映像等を閲覧した職員は、映像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。センターより異動又は退職した後においても同様とする。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、観察カメラの管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は平成25年3月16日から施行する。</p> <p>(旧要綱の廃止)</p> <p>2 大阪府立精神医療センター「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の規定に係る専用病室及び廊下における観察カメラ管理要綱（平成19年9月10日施行）は廃止する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成30年〇〇月〇〇日から施行する。</u></p>	<p>綱」の文言に統一</p> <p>○医療上必要</p> <p>○文言の整理</p> <p>○「地方独立行政法人大阪府立病院機構防犯カメラ管理要綱」の文言に統一</p> <p>○削除「地方独立行政法人大阪府立病院機構防犯カメラ管理要綱」に記載なし</p>
---	--	--